

# 税の申告相談会場のご案内

※今年から  
**23**の申告会場の場所を変更しています。

## 1 宇治税務署 宇治税務署 (☎0774-44-4141)

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日を除く。 ※2月19日(日)、2月26日(日)は開設。	宇治税務署 1階	相談受付時間 午前9時～午後4時	▶土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和3年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※入場の際に「**入場整理券**」が必要となります。入場整理券はLINEによる事前発行および会場当日発行しますが、発行状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※会場では、原則としてご自分でスマートフォンまたはパソコン操作をお願いしております。

※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐車場(4面の地図参照)をご利用ください。

※新型コロナ対策として、マスクの着用および筆記用具や計算機等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

## 2 税理士による申告相談会場 宇治税務署 (☎0774-44-4141)

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月6日(月)、7日(火)	市役所3階市民プラザ	受付時間 午前9時～午後3時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時	▶所得税の確定申告 ※土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除や住宅ローン控除(初年分)の相談は受付できません。

## 3 市職員による申告相談会場 国税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日を除く。	市役所税務課市民税係 (2階22番窓口)	午前8時30分～午後5時15分	▶住民税(市民税・府民税)申告
2月24日(金)～3月15日(水) ※土・日を除く。	市役所3階市民プラザ	受付時間 午前9時～午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	▶住民税(市民税・府民税)申告 ▶簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみ対応となりますので、相談・受付できる種類に限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布します。

※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。

### 医療費のお知らせを 発送します

国民健康保険加入者の皆さんにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を年4回送付しています。そこで、10月～12月診療分を2月下旬に発送しますので、ご確認ください。

※下表の診療月は医療費のお知らせを発行した時点で、医療機関等より請求を受けた分の情報を元に作成しています。請求が遅れた場合は、この限りではありません。

※発行日以降に資格等の変更があった場合、修正の通知は発行していません。

#### 医療費通知の発送時期

発送月	6月	9月	12月	2月
診療月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月

国民健康保険料(第9期分)の納期限は2月28日(火)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。口座振替の申し込みを希望の方は、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依

り)へお申し込みください。なお、滞りなく納付されるよう、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。

☎983-2962

### ■非自発的失業者の要件となる 離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

一部負担金の減免等  
国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。  
■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)  
■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳  
※要件など詳しくは、お問い合わせください。

### 国民健康保険料等の負担を軽減 非自発的失業者の 保険料軽減

と認定された人  
※特定受給資格者と特定理由で離職した人は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認できます。  
■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。  
※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給

与所得は対象外です。  
■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)令和3年3月31日(令和4年3月30日)に失業した人  
国保料は離職日翌日の属する月から令和5年3月まで  
高額の療養費負担限度額等  
離職月の翌月から令和5年7月まで  
※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。  
■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の  
保険料減免  
退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。  
■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知  
※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。